

DQS 審査・認証規則

1 認証および審査サービス

1.1 適用範囲 rendered

本 DQS 審査・認証規則は、子会社およびパートナーを含む DQS グループのすべてのお客様に対し提供する、すべての認証および審査サービスに適用されます。

最新の DQS グループ会社のリストは、ホームページ (<http://www.dqs-holding.com/en/>) でご確認ください。

本規則は、書面で別途明示的に合意した場合、あるいは法的手段で決定された場合を除き、認証および審査のすべてのステージに適用されます。その中には、サービスのご提案、見積、契約、受発注、スケジューリングおよび DQS とお客様との間で締結された追加契約を含みます。

本規則は、これの発行をもって直ちに効力が発生し、別途の改訂があるまで有効です。

英語の最新版の掲載場所は次の通りです。

<http://www.dqs-holding.com/en/pages/about-dqs-group/certification-rules.html>

また、ご要望があれば各 DQS オフィスから入手することも可能です。

注：日本語の最新版は、DQS Japan のホームページ <http://www.dqs-japan.co.jp> に掲載されています。

1.2 定義

「お客様」とは、DQS の認証または審査サービスを受けることを求めている個人または法人を言います。これには、その代理人を含みます。

「DQS」とは、お客様に対し認証および審査サービスを提供する子会社およびパートナーを含む DQS グループの構成員を意味します。

いくつかのケースでは、単一のグループ会社がお客様の契約の相手方となりますが、サービスの一部あるいは全部を他のグループ会社が提供することもあります。

「審査員」とは、審査員およびテクニカルエキスパートを意

味し、これらの者が DQS グループを代表し認証および審査プロセスに当たります。

1.3 審査および認証サービス

DQS のような、独立の、能力のある第三者機関がマネジメントシステムの審査および認証を行うことは、お客様にとり価値のあることだと考えます。

DQS の登録証は、適切で有効なマネジメントシステムの証明であり、お客様の期待に持続的に答え、法的要求事項を満たしていることの証明です。

審査では、認定資格を持つ経験豊かな審査員がマネジメントシステムとそのプロセスを、絶えず変化するマーケットと環境に照らし常に適切で有効であることをレビューします。

改善の機会を特定することにより、審査員は組織の能力を、決められた目標・目的を達成するよう高めます。また、そのことによりお客様の持続的な成功を促進します。

DQS の登録証は、組織及び認証されたマネジメントシステムに対してお客様に確信を与えるものであり、認知された規格・仕様に基づき審査され認証されたことを示します。

1.4 個別の契約と一般商業条件との関連

本規則は、お客様と DQS 間で締結される他の認証および審査に関する合意および個別契約と一体を成します。

かかる合意は、個別の種別とサービスの性質を特定し、価格およびサービス実施の時期を特定しています。

更に、お客さまと DQS は別途一般商業契約を締結することがあります。これは、サービス提供の国あるいは契約者の居住する国固有の事項を定めます。

この一般商業契約は、法的代表、管轄権、義務、税金、支払い方法などを含み、契約書あるいは付属書でこれらを明確にします。

2. 認証プロセス

DQS は、お客様のマネジメントシステム又はその一部を、当該システムの有効性を含めて合意された要件(国際的あるいはその国固有あるいはセクター毎の規格あるいは仕様)への適合性を判断することを最終目標として評価します。

Revised: 2015/8/21

K2 K3 お客様支援 G
Page. 1

この審査プロセスは単一あるいは複数のステップを持ち、通常、審査結果を文書化した審査報告書を提出することで終了します。

認証サービスでは、DQS はお客様ごとの登録証を発行します。これは適用要求事項がすべて満たされていることが確かな場合に、その要求事項に適合していることを確認するものです。

個々の基準又は規格の要件への不適合が審査中に確認された場合、DQS の登録証の発行前に、関係書類に明記された時間枠の中、又は合意された適切な最終期限までに、実証可能な形で是正処置をお客様が実行しなければなりません。

登録証は適切な是正処置が証明された場合にのみ発行されます。

登録証には登録範囲と有効期限が明記されます。

DQS とお客様は、お客様のマネジメントシステムの評価と認証が、適用規格、産業別の要求事項（適用される場合のみ）および本規則を含む審査・認証に関する契約に従い実行されることに同意するものとします。

DQS は、審査に際しては、独立しており、中立的で、かつ客観的であります。審査は、お客様の事業所において行います。

手続の種類、範囲、及びタイムスケジュールは、両当事者による個別の合意に従うこととします。

DQS は、お客様の敷地内で審査を実施する間、ビジネスプロセスへの障害を最小にするよう努めます。

認証プロセスは通常以下のステップから成り立ちます。

2.1

プロセスはお客様のニーズと期待から始まります。

DQS はお客様組織、マネジメントシステム、オペレーションの規模と種類について学習したいと考えています。

お客様と DQS は、審査および認証について、適用規格・仕様を含め目的を明確にします。

2.2

DQS は審査および認証サービスに関する詳細のご提案を提示します。これは、お客様毎に当初の情報に基づいて作成されます。

文書によって成果物と適用される審査および認証の基準が明確となります。

2.3

予備審査は、強みと改善の余地を明確にするパフォーマンス分析あるいはギャップ分析を提供します。

大規模な審査および認証プロジェクトにあつては、プロジェクト計画ミーティングが持たれます。これは、お客様が主任審査員と会う良い機会であり、関連するすべての機能と場所についてカスタマイズされた審査計画を作る機会を提供します。

予備審査および計画ミーティングはオプションです。

2.4 Stage 1 審査

審査手順はシステム文書、目的、マネジメントレビューの結果、および内部監査のレビューと評価で始まります。

このプロセスでは、お客様のマネジメントシステムが十分展開されており、認証のための準備が完了しているかどうかを判断します。

審査員は、指摘事項を説明しオンサイトでの Stage 2 審査に向けて必要な活動をコーディネートします。

2.5 Stage 2 審査

審査チームがお客様の生産・サービス提供の現場でマネジメントシステムを審査します。

マネジメントシステムの適用規格・仕様に従い、審査チームはすべての機能分野とすべてのマネジメントプロセスを評価します。これは、観察、検査、インタビュー、記録のレビューおよび他の審査手法により行われます。

指摘事項を含む審査結果は、クローズングミーティングでお客様に説明されます。

要求されたアクションプランは必要に応じ合意されます。

2.6 システム評価

DQS は独立の認証機能により、審査プロセスとその結果を評価し、独立して登録証の発行を決定します。

お客様は審査結果をまとめた審査報告書を受領します。

適用された要求事項がすべて満たされた場合、お客様は登録証を受領します。

2.7 継続審査

半年あるいは1年に1回、オンサイトでマネジメントシステムの主要な部分の審査が行われます。

継続的改善と維持された有効性に焦点をあてつつ、改善の機会が特定されます。

2.8 更新審査

マネジメントシステム登録証は、一定期間、通常3年間有効です。

このサイクルの終わりに、適用された要求事項が継続的に満たされていることを確実にするため、更新審査が行われます。充足が確認されると新しい登録証が発行されます。

3 お客様の権利義務

3.1 マネジメントシステムの維持

登録証の取得と維持のため、お客様は選択した規格・仕様を充足する文書化されたマネジメントシステムを導入し維持しなければなりません。

お客様は、審査されるマネジメントシステムの適合性と有効性の証拠を、審査チームによる審査の際、提示しなければなりません。

お客様はそのマネジメントシステムが適合性と有効性を維持していることを確実にするため、必要なあらゆるアクションを取らなければなりません。

3.2 開示義務

お客様は、DQS がその任務を履行するために必要なあらゆる情報にアクセスし、かつ必要な施設を利用しうることを保証しなければなりません。また審査にとって重要なすべての工程に関する正確かつ完全な情報を、すべての指名された担当者及び従業員がタイムリーに審査員に対して提供しなければなりません。

認証を受けたマネジメントシステムの範囲内で、苦情及びその是正活動に関するすべての記録は、要請があり次第 DQS に対して提出されなければなりません。

3.3 変更通知

認証を受けたマネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更について、お客様は、DQS に対して遅滞なく通知する義務を負います。

これは、特に、会社の全部又は一部の買収/売却、所有権の変更、作業領域の変更、工程の基本的変更、破産もしくは債務一部免除の申立に適用されます。

いずれの場合でも、DQS はお客様と協議の上、どのように認証を維持するかについて決定します。

3.4 審査の独立性

お客様は、DQS の従業員及び審査員の独自性を害しかねないものをすべて回避する義務を負います。

この義務は、特に、コンサルタント業の申込み、雇用の申し込みにおいて、雇用契約及び自由契約のいずれの場合も適用され、報酬その他の金銭的な対価についての個別契約に適用されます。

3.5 審査員忌避の権利

審査期日の確認及び審査チームの指名に先立ち、お客様は、正当な理由があれば DQS の提案した審査員を吟味および拒絶することができます。

この場合、DQS は、審査員の後継候補を選定します。

3.6 秘密保持及び秘密厳守

DQS がお客様に対して提供した文書は、認証マーク及び DQS の認証シンボルを含め、著作権により保護されています。

お客様は、DQS が審査のために提供し又は利用に供したすべての文書が依然として DQS の所有物であること、及びお客様の内部的な必要性のみに使用することができ、第三者に提供せず、本規則又は書面により合意された目的以外の目的には使用しないことを特に認めることとします。

お客様は、本規則の期間中に明らかにされた情報並びに DQS、その従業員及び審査員に関する事項についてのすべての知識・情報について、厳格な秘密保持を維持する義務を負います。

この義務は、契約終了後も適用されます。同様に、お客様は、代理人及び補充人員を代理してこの義務を受け入れるものとします。

お客様は、審査報告書を全体としてのみ転送することとし、抜粋での転送は認められません。

3.7 登録証およびマークの使用

DQS の登録証に基づき、お客様は、登録証や認証マークを宣伝広告のために使用することが出来ます。

著作権で保護されている DQS マーク、UL Registered Firm マーク及びその他の認証マーク（以下「認証マーク」という）は、お客様の認証されたマネジメントシステムとそのパフォーマンスに確信を与えます。

これらのマークは、社用便箋やパンフレット、インターネット、展示物、車両や広告に掲示されます。

認証マークは、認証を受けた組織及びそのマネジメントシステムに直接関係づけられています。

登録証及び認証マークは、本規則の定めに従って販売促進のために使用することができます。

当該使用は、当該認証の範囲及び有効期間内に限定されます。

認証マークは、製品に直接記載することはできず、その基礎とする基準又は規格への製品の適合性に関連するという印象を生じさせるような方法で使用することはできません。

本規則第5セクションで、登録証と認証マークについての詳細を規定しています。

DQS は、認証シンボルを正当に使用するようにする義務を負います。

3.8 不服申立

DQS のお客様は、合理的な期待及び要件が充足される方法で、合意された範囲内で履行されるサービスを受ける権利を有しています。

充足されない場合は、お客様は、当該 DQS グループ会社に対し苦情を申し立てることが出来ます。

DQS は、改善のために必要な情報をお客様に対し要請します。

審査員又は DQS 自体との間に意見の不一致がある場合、お客様は、決定のための不服申立を行う権利を有しています。解決策が、関係者にとって直接効果がありえないものである場合、お客様は、契約している DQS 会社社長、又は DQS の仲裁委員会に対し、解決を求めて書面による不服申立を行うことができます。

4 DQS の権利義務

4.1 マネジメントシステムの評価

DQS は、認証を受けたお客様のマネジメントシステムの適合性と有効性について、定期的な審査（通常半年または1年に一回）を行うことにより、これを確証します。

これらの審査のために、DQS は、お客様の施設にアクセスする権利を有するものとします。これには、計画された審査、オペレーションの観察、プロセス、製品、サービスの検査、従業員や会社代表へのインタビュー、書類や記録のレビューおよびその他の審査技法による情報収集を含みます。

DQS は、認証を与えたマネジメントシステムの適合性又は有効性について異議を唱える第三者から情報を受領した場合、お客様と協議した上で、追加の非定型的な審査を実施することができるものとします。

法律上の規制を受ける分野では、DQS は、追加かつ予告無し審査を実施することができるものとします。

4.2 認定及び許諾

DQS は、多様な基準及び規格に従って審査報告書及び登録証を発行するため、種々の認定団体及び政府系、非政府系機関により認定されています。

このことは、これら認定団体の従業員又は補助人員が審査に参加することを認める義務を含みます。

このことは DQS の認定手続で必須であるため、DQS は、これらの者に対して、本規則に定める秘密保持要件に従った DQS 自身の文書及びお客様関連データへのアクセスを認めます。

さらに、個々の基準又は規格が明確に要求する場合は、お客様関連データ及び評価結果は、これらの認定団体に送付されます。

本規則の受諾により、お客様は、上記全てを含む認定団体要求事項について同意したものとします。

DQS は、特定の審査または認証業務を他の DQS グループ会社へ実行させることが出来るものとします。

お客様が契約した DQS 会社以外の会社から登録証が発行される場合、当該 DQS 会社に対しての権利義務はすべて登録証を発行する認定 DQS 会社にも適用されることとします。

4.3 審査員の選定

能力のある審査員の選定は、DQS の責任です。

DQS は、技術的な資格認定、経験、個人的な能力により資格認定された審査員のみを起用することに同意します。

審査員は、要求される基準又は規格について承認された審査員で、マネジメント及び審査におけると同様に、お客様の作業分野における適切な経験を有する者です。

多くの場合、DQS は、二人以上の審査員からなる審査チームを編成し特定の審査および認証プロセスを行います。

お客様の要請により、DQS は選抜した審査員の略歴を提示します。

当該審査員が、審査前あるいは審査中に審査に従事できなかった場合、DQS は、後継の審査員を選定します。

4.4 審査のスケジュールリング

DQS は、お客様のマネジメントシステムの審査に関し、双方の都合のよい日程で該当要求事項の枠内の日程を選ぶ権利を保持します。

審査日程は、書面により確認することとします。

審査日程が確認された後、それは双方を拘束します。

別途の個別契約により、キャンセルまたは延期の場合の料金を取り決めることとします。

4.5 登録証の発行

DQS は、お客様が認証要件及び契約上の義務をすべて履行し次第、DQS の登録証（以下、「登録証」）を発行してお客様に交付致します。

認証の決定は、審査報告書に記録された審査員による発行推奨に基づき、DQS が単独の責任において行います。

DQS の登録証は、通常、発行日から 3 年間有効です。

4.6 秘密保持及びデータ保護

DQS がお客様の敷地内で活動する中で提供されたお客様の秘密情報で公衆が利用できないものすべてについて、その情報がおお客様の内部事項又は事業関係に関連するものであると否とを問わず、DQS は、その秘密を保護することを強く約束致します。

このことは、審査の口頭又は書面による結果にも適用されません。

本規則において別段の定めがある場合を除き、DQS は、お客様の書面による許諾がある場合にのみ第三者に対して秘

密情報を開示します。

DQS は、少なくとも 2 認証サイクルの間（通常 6 年間）、審査に関連する記録を保有します。この約束は、契約終了後も適用されます。

4.7 公表

DQS は、認証を現在保有するすべてのお客様の登録を維持及び公表します。

この公表には、認証を受けた組織の名称、住所、範囲及び関係する基準／規格ならびに認証資格が含まれます。

お客様は、かかる情報の本規則に基づく公表に同意するものとします。

4.8 電子的通信手段

お客様は、DQS に対し、暗号化されていない秘密情報その他の情報を、インターネット又は公のネットワークを通じ、お客様が提供する電子メールアドレスその他のロケーションに対して送信することを許可するものとします。

お客様は、DQS が当該送信においては、プライバシー及び秘密保持を保証することができないことを認めるものとします。

お客様は、DQS によるインターネットその他の公のネットワークを通じての秘密情報の送信が本規則に基づく秘密保持義務の違反とならないこと、及び DQS がかかる送信に起因する損害について責任を負わないことに同意しますが、これについて DQS が自己の秘密情報におけると同程度の注意をもって当該秘密情報を取り扱うことを条件とします。

お客様は、DQS のウェブサイトへのリンクを張る場合、

(i) DQS のウェブサイトに含まれる情報が DQS の有するものであること、

(ii) リンク元のウェブサイトは、ユーザーを、フレーム、ブラウザ・ウィンドウ、又は第三者のコンテンツを押しつけることなく直接、DQS がアップしているそのウェブサイトへ送ること、及び

(iii) リンク元のウェブサイトは、お客様又はその製品もしくはサービスが DQS の保証を得たものであると述べることもしくは暗示することはできないことについて同意するものとします。

5 登録証と認証マーク

5.1 発行と認証マークの使用

DQS は、お客様のマネジメントシステムが適用される国内外の規格および産業セクター固有あるいは顧客固有の要求事項に適合し、すべての要求事項が満たされていることをお客様が実証した場合、登録証を発行します。

お客様は、この登録証及び関連する認証マークを使って、ビジネスパートナーとの信頼関係を増進させることが出来ます。

登録証の発行に際しては、継続的な審査を行うことによって、そのマネジメントシステムが継続的に維持されていることを確認します。

登録証の発行及び維持は、本規則の締結及びお客様による本規則の条件の継続的な遵守を条件とします。

お客様は、そのマネジメントシステム、プロセス、商品又はサービスが、規制又は適用される要求事項を遵守していないとの報告がなされた場合に、その事実を確認するにあたり、報告された不適合に関してお客様が得ている情報を共有することを含め、DQS と協力することに同意し、また、必要な是正措置を取り、かつ DQS に対し報告することに同意するものとします。

お客様は、DQS が行った継続審査などの監視サービス及び特別審査は、お客様がそのマネジメントシステムの規制及び適用される要求事項への一致を判断するに当たり、行使する措置の審査としてのみ利用されるように設計されていることに同意し、かつ、お客様は決して、登録証の範囲内において、そのマネジメントシステム及び商品又はサービスに対する責任を免れることがないことに同意するものとします。登録証及び認証マークは、承継人その他の組織に移転することはできません。

認証期間が満了し、又は認証が停止、撤回もしくは取り消された後は、お客様は、販売促進その他のための登録証および認証マークの使用を中止しなければなりません。

お客様は、期間満了、撤回又は取り消しの後、登録証を返還することに同意するものとします。

留置権は明確に排除されるものとします。

マークに関する情報は、DQS GmbH および DQS Inc. のウェブサイト上で入手可能です。

注：日本語の情報は DQS Japan のホームページ (www.dqs-japan.co.jp) でご覧いただけます。

5.2 登録証の不発行

DQS は、審査（初回審査／更新審査）に従ってすべての要件が充足された場合にのみ、登録証を発行することができるものとします。

要件が充足されない場合には、審査員は、不適合報告書に不十分な点を文書化し、かつ／又は、その他の方法により登録証の発行のために遵守されなければならない制限事項を特定するものとします。

すべての不適合又は制限事項は、DQS の登録証が発行される前に除去されなければなりません。

必要があれば、DQS は、審査の全部又は一部を再度行います。

追加の審査の後にも、不適合が除去されず、又は、登録証付与の前提条件が満たされない場合、認証手続きは、登録証を発行しない報告書の発行により終了するものとします。

5.3 登録証の停止、取消及び破棄

5.3.1 停止

お客様が DQS に対する契約上又は財務上の義務に違反した場合（以下を含みますが、これに限られません）、DQS は、登録証を停止することができるものとします。

- ・マネジメントシステムの是正処置が、合意された時間枠の範囲内で実証可能な形で、かつ有効的に実施されていないこと
- ・認証の維持に必要な審査のために DQS が提案する審査スケジュールが遵守されず、かつ、そのために前回の審査以来の所定の頻度が満たされなかったこと
- ・DQS が、タイムリーに、マネジメントシステムの計画された変更及びその他の審査の基礎を成す基準又は規格へのシステムの適合性に影響を与える変更について知らされないこと
- ・DQS の登録証、IQ ネットの登録証又は認証シンボルが、誤解を招くような、又は不正な方法により使用されたこと
- ・審査および認証に対する支払いが少なくとも一度は書面で督促されたにもかかわらず、なされなかった場合

DQS は、お客様に対し、予定する停止を書面により通知するものとします。

予定される停止の原因が 2 週間以内に除去されない場合、DQS は、お客様に対し、登録証の停止を、その理由及び当該認証の復活に必要な是正措置を記載して、書面により通知するものとします。

登録証は、限定された期間（通常は最大で 90 日間）停止されます。

要求された措置が、設定された期限までに、実証可能な形で、かつ有効的に実施された場合、登録証の停止は取消されます。要求された措置が、設定された期限内に実施されない場合、DQS は、以下に記載の方法により登録証を取消することができるものとします。

5.3.2 取消

DQS は、次に掲げる場合、書面によりお客様に対して通知することにより、登録証を取消し、又はそれを無効であると宣言することができるものとします。

- ・登録証の停止期間を経過したこと
- ・マネジメントシステムがその基礎とする基準又は規格への適合性を保証されていないこと、またはお客様が不適合の除去を望まない、できない場合
- ・お客様が、登録証の停止後に販売促進のために登録証の使用を継続していること
- ・お客様が、認証機関又は DQS の評判を低下させる手段により認証を使用すること
- ・登録証の発行に至る前提条件が、もはや適用されないこと
- ・お客様が任意または強制により破産申請を行うこと
- ・お客様が DQS との契約関係を実効的に終了させること

5.3.3 破棄

DQS は、次に掲げる場合、登録証を破棄し、又は過去に遡及して無効であると宣言することができるものとします。

- ・後に、登録証の発行に必要とされる前提条件が実際には履行されていなかったことが判明したこと
- ・お客様が認証手続を台無しにする行為を行ったため、審査結果の客観性、中立性又は独立性が、DQS が判断して、疑わしいものであること

6 追加の条件

上記の条項に加えて、個々の基準又は規格の特定の技術的要件及びその補完的な解釈は、「プログラム要件」として総称され、適用されます。プログラム要件は、DQS のウェブサイト (<http://www.dqs-holding.com/en/>) において入手可能です。

6.1 自動車セクター (ISO/TS16949)

ISO/TS 16949 の認証／登録を申請するお客様には、次の条件も適用されます。

- a)お客様は、DQS に対し、その法律上、商業上(例えば、他の組織とのジョイントベンチャーや業務委託など)、組織上の状態(例えば、経営層、連絡先の住所、所在地、運営の適用範囲、プロセスの大きな変化など)又は所有関係(例えば合併など)に関する変更を、その変更の実施後 5 営業日以内に書面により通知するものとします。お客様が DQS に対しこの連絡を怠ることは、契約の不履行とみなし、ISO/TS16949 の登録を取り下げることありえます。
- b)お客様は、お客様の施設における国際自動車タスクフォース(「IATF」)による DQS の立会審査又は DQS の内部監査員の立会、もしくは IATF 担当者又はその代理人の立会を拒否してはなりません。
- c) お客様は、DQS に対し、IATF への最終報告書の写しを提供することを許可することとします。
- d) DQS が発行する登録証の掲示を除き、ISO/TS 認証スキームに関連する IATF のロゴを使用はできないものとします。IATF のロゴを単体で使用するかしないかに関わらず、それ以外での使用は禁止されています。(注記：マーケティングや広告宣伝の目的でお客様が IATF ロゴのついた ISO/TS16949 の登録証をコピーすることはできます。)
- e)お客様のコンサルタントは審査期間において、お客様の施設において実際に立ち会うことができないだけでなく、いかなる手段においても審査に関わることはできません。
- f)お客様は、最新版の「IATF の承認の達成のための規則」文書、並びに IATF により公開されたその文書の公認された解釈及び説明のすべてを遵守することに同意するものとします。

6.2 航空宇宙セクター

航空宇宙品質マネジメントシステム (AQMS) の認証/登録証のスキームを申請するお客様には、次の条件が適用されます。

a)航空宇宙品質マネジメントシステム(「AQMS」)の基準は、“Industry Controlled Other Party-” (ICOP-)登録認証スキーム (例えば AS/EN 9100, AS/EN 9110, AS/EN 9120, in conjunction with AS/EN 9101) に基づいて認定を提供している International Aerospace Quality Group (“IAQG”) 及びまた Americas Aerospace Quality Group (“AAQG”) 及びまた Asia-Pacific Aerospace Quality Group (“APAQG”) 及びまた European Aerospace Quality Group (“EAQG”)が認める全ての基準を含んで特定されています。

b)DQS は、IAQG 宇宙標準 (AS) の AS9104/1 または EN9104-001、宇宙品質マネジメントシステム認証/登録プログラムの要件に従った場合にのみ、AQMS の基準についての認定登録証を発行することができるものとします。

c)お客様は、DQS が AS/EN9104-1、その他の要求文書、AQMS の認定スキームを遵守しつつ、認定機関 (「AB's」)、AAQG、APAQG、EAQG 及び IAQG の会員の担当者、規制及び政府当局に対する十分なアクセスを、必要に応じ、認定要件の遵守の証明に関連する活動に関するすべての記録及び情報について精査する権利のために、提供することができることに同意するものとします。

このことは、すべての型の審査からの情報を含むものとします。

d)お客様は、AQMS の認証に基づいて対象となるお客様のあらゆる場所において、AB's、AAQG、APAQG、EAQG 及び IAQG の会員の担当者、利害関係者の審査員、顧客のお客様の担当者、規制及び政府当局が、立会、見学の目的で DQS の審査に同席する権利を有することに同意するものとします。

e)お客様は、AS/EN9104-1 及び関連する AAQG、APAQG、EAQG 及び IAQG の文書に記載の要件に従って、登録審査及びその後の審査の各審査の訪問の度に、DQS が AQMS の審査データを IAQG のオンライン宇宙供給情報システム (OASIS) に入力する許可に同意するものとします。

f)お客様は、AB's、AAQG、APAQG、EAQG そして IAQG AQMS 監視チーム又は関連する CB Management

Committees を表わすロゴを、これらの組織による直接の許諾がなければ、使用又は創設することを認められないものとします。

g)AAQG、APAQG、EAQG、IAQG 及び AQMS プログラムへの参加が任意のものであっても、参加するお客様は、AQMS プログラム及び部門マネジメントスキームのあらゆる側面及び要件を全体として遵守することに同意するものとします。

このことは、OASIS データベース認証及び適用される基準の購入などの参加に関連する手数料及び費用の支払いを含みますが、これに限らないものとします。

h)お客様は事前に DQS との合意を交わした AS9104/1 又は EN 9104-001 で規定している登録証の構造の 5 つのうちのどれか 1 つを使い、情報を特定できるようにしなければなりません。

i)お客様は、正当な理由(例えば、競合、機密、利害抵触)がない限りは、要請があれば、航空、宇宙、防衛分野の顧客と当局に OASIS データベースのティア 2 データに対するアクセスを提供しなければなりません。

j)お客様は AQMS 規格の認証を喪失した場合には、自組織の航空、宇宙、防衛分野の顧客に速やかに通知をしなければなりません。お客様に対して AQMS 承認の組織としての重大な不適合が顧客から出された場合、組織は DQS に通知しなければなりません。

k)お客様は OASIS の自社内管理者を指定し、組織の名称、住所、所在地が登録証に含まれている状態を維持する責任を持ちます。(OASIS データベースの管理者の名前、E メールアドレス、組織の担当者、電話番号、電話番号、Fax 番号、E メールアドレスとホームページアドレス) など、該当するものも含まれます。組織においての大きな変化点 (住所に関する変更、所有者、主要経営層、従業員数、運営範囲、顧客との契約要求事項など) があれば DQS に責任を持って通知しなければなりません。

l) お客様の OASIS データベースの管理者は、データベース上の組織の担当者の情報や、組織の使用者、データベース上の組織の審査結果への外部からのアクセス、OASIS データベースのフィードバックなどを管理する責任を負います。管理者は認証される前に確定し、OASIS データベースに入力しなければなりません。登録認証の期間を通して、お客様

の OASIS データベース管理者は保持されていることが求められます。お客様が OASIS データベースの管理者を維持できない場合は、DQS は登録認証サイクルの期間中にお客様の登録を停止することがあるかもしれませんし、または再認証の発行が遅れることがあるかもしれません。

m)お客様は現場での効果的な苦情/問題処理のプロセスを保持することに責任を負います。効果的な是正処置のプロセスは封じ込め活動や、該当する規格への適合、根本原因分析の完遂、根本原因に対応した是正処置、及びすべての是正処置の実施についての完了日付を規定していることが望まれます。認証されているマネジメントシステムの効果の保証ができる許容時間として AQMS が要求する範囲内で、苦情がきちんと解決するようなプロセスでなければなりません。苦情がきちんと解決しない場合は、DQS は短期予告審査をする権利があります。この審査は苦情の受領から、暦日 90 日以内に完了しなければなりません。

n)AQMS 規格の審査の契約や審査実施の前に、お客様は機密材料と、輸出入制限の要求事項に関係するものを全て開示し、DQS の審査員はこのプロセスや材料にアクセスできるようにすることが必須です。審査計画書作成のためにも、正式な契約は審査の前に結ばれていなければなりません。審査員がアクセスした開示情報や契約の記録はお客様が維持しなければなりません。

o)審査が必要なレベルまで十分にできないプロセスは、登録の適用範囲に含めることはできません。また、規格の除外として認められる範囲でなければいけません。

p)不適切な活動や違反の明確な証拠を伴わない場合、AQMS 審査員の変更や交代についてのお客様からの要請を受け入れないこととします。

輸出入制限、審査員の国籍、機密保持/利害抵触はこの要求事項の例外としなければなりません。

q)登録審査及びそれに続く審査の前には必ずお客様は航空、宇宙、及び防衛分野のトップ 5 の顧客に関する情報を開示しなければなりません。その情報とは顧客が誰であるか、それぞれが取引の何パーセントにあたるかや担当者の情報などです。

r)お客様は DQS が役務の提供の結果として持ちえた情報を組織や政府や規制当局、法執行機関や部署などに対し、その機関や部署から要請があった場合に提供することもありう

ることに同意するものとします。

お客様は DQS がスキームに示されている情報開示のルールに従うことを承認します。